

4 優先度判断の基本的な考え方

I 公共事業

優先度Aとした事業

- 災害復旧関連事業
施設の被災が住民の生活に多大な影響を及ぼしており、一刻も早い復旧が必要である。
- 直轄事業負担金
県営事業と比べて事業費に占める県の財政負担が少ないものの、幹線道路網の整備など事業効果が高い。
- 選択・集中プログラム事業
「みえ県民力ビジョン・行動計画」において平成27年度までに緊急に対処しなければならない課題である。
- 公共土木施設の維持管理費
利用者の皆さまに安全に施設を利用していただくために必要な経費であり、また、適切な維持管理を行うことにより将来負担の軽減を図ることができる。

優先度Bとした事業

- 計画的対応が可能な（緊急対応が必要でない）工事や調査
- 維持管理のうち除草（2回のうち1回）、剪定に要する経費
- 完成供用年度が平成28年度以降の事業 等

II 非公共事業

優先度Aとした事業

- 法令等により実施を義務付けられている事業
- 政策的事業のうち平成27年度内の実施が不可欠な事業
- 施設やシステム等の維持管理を行う事業及び、市町等他団体との約束に基づき実施が不可欠な事業 等

優先度Bとした事業

- 待ったなし！耐震化プロジェクト
平成26年度までに耐震補強設計を終えていない木造住宅の耐震補強工事に係る経費などをやむなく優先度Bに切り分けている。